



第 3 2 號

發行所 郡田民館
知縣類田公所
幸田町中央所
印中副所
岡崎活版所

慶祝立太子禮 皇太子さま内外に御身位宣告

△皇太子成人式加冠の儀 十日
皇太子殿下はモーニングのお姿で午前八時常盤松の東宮御所御出門皇太子旗を先頭に前驅五騎護衛三騎に護られた菊の紋章付儀裝馬車で皇后に向われ、同四十五分二重橋からお入りになり宮殿控室で式服に着更えられる。式場表北の間は早朝から裝飾され、式部官の案内で外国大使、首相、衆参両院議長、最高裁長官、認証官、国家公安委員、衆参両院議員代表、各界代表ら約三百名が式場に入り、続いて皇族方が席につかれる。

△立太子の礼宣制の儀 十日
皇太子殿下は黄燻染御袍、皇后陛下は御小桂御切袴の古式床しいお姿でお出ましになり正面の席に立たれる。先行の松平式部官長、田島宮内廳長官、後に冠を持つて従う侍従、三谷侍従長、侍従、保科女官長らも赤黒紫等色とりどりの美しい衣冠単と袴袴姿。

参列諸員、皇族方の着席を終ると皇太子殿下が東帯、黄丹袴姿でお出ましになる。午前十一時君が代の奏樂裡に両陛下が同前の御裝束で席に着かれる。両陛下の左側の宣制の座に衣冠単の裝束姿で田島宮内廳長官が登壇、同十一時五分立太子宣言を行い、広く内外に皇太子の御身位を宣告する。ついで皇太子殿下が両陛下の前に進み出られ、御礼の意をこめて敬礼される。首相の祝辭があつて両陛下が退出される。

△皇太子成年式立太子礼朝見の儀
午後三時、両陛下は式に臨まれた時と同じ御裝束で表西の間に出席皇太子殿下も礼宣制の儀と同じ御裝束で御前に進み出られ謝辭をのべられ、両陛下が激勵のお言葉を与えられ、両陛下に祝酒を召され杯を皇太子殿下に与えられ、引出物として服を頂かれる。

△宮中供宴第二、三日の儀
十三、十四日正午皇居内表北の間西の間、一の間、三の間で衆参議員各界代表ら約千名が招かれる。両陛下、皇太子殿下は第一日の如く招待者らと食事を共にされることなく各部屋を回り万歳と乾杯をお受けになり、招待者には紋章付木杯が全部出される。

幸田町教育委員会会議規則

第一章 会議

第一条 教育委員会の会議は、教育委員会法に規定するものの外、この規則の定めるところによる。

第二条 委員は招集の当日、指定の時刻までに、指定の場所に参集しなければならない。

第三条 委員は招集に応ずることができないときは、その事由を具して会議開会前までに委員長に届け出なければならない。

第四条 定例会は毎月第二火曜日に開催する。

第五条 定例会及び臨時会の会議時間、委員長が会議にはかつて定める。

第六条 会議は、おおむね左の順序で行う。

- 一 開会
 - 二 前会議録の承認
 - 三 教育長の報告
 - 四 議事
 - 五 その他
 - 六 閉会
- 第七条 委員は動議を提出することができる。
- 第八条 動議があつたときは、委員長は会議にかつて、これを議題としなければならない。

第九條 一議題の審議中は、他の議題について発言することはできない。

第十條 教育委員会に対して、請願陳情をしようとする者は委員長の許可する時間内において事情をのべることができる。

第十一條 委員長、副委員長ともに欠けたときは、最年長者が委員長の職務を代行する。

第十二條 委員長において論旨が盡きたと認めるときは、会議にはかつて、採決しなければならない。

第十三條 委員長は、順次各委員の賛否の意見を求めて採決する。

第十四條 修正の動議は原案にさきだつて可否を決する。

第十五條 採決の結果、可否同数のときは、次回においてひきつゞき審議する。

第十六條 採決のとき議席にいる委員は、採決の数に加わらなければならない。

第十七條 採決のとき議席にいない委員は採決に加わることではない。

第十八條 この規則に定めるものの外、会議の運営について必要なことは、委員長が会議にはかつて定める。

第二章 会議録

第十九條 会議録は、委員長が事務局職員中より教育長の推せんする者を指名して、これを作成させる。

第二十條 会議録には、委員長の指名した二名の委員及びこれを調製した職員が署名しなければならない。

第二十一條 会議録には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一、開会及び閉会に関する事項
- 二、出席委員の氏名

三、委員及び傍聴人を除く外、議場に出席した者の氏名

四、教育長等の報告の要旨

五、議題及び議事の概要

六、議題となつた発議及び発議者の氏名

七、質問又は討論をした者の氏名及びその要旨

八、議決事項

九、その他委員長又は会議において必要と認めたる事項

第二十條 会議録に記載した事項に關して、委員中に異議があるときは、委員長はこれを会議にはかつて決定する。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

幸田町教育委員会傍聴人規則

第一条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を記した名刺、又は紙片を受付に渡して、係員の指示に従つて傍聴席に入らなければならない。

第二条 次の各号の一に当たると認められる者は、傍聴を許さない。

- 一 精神に異常があると認められる者

二 酩酊していると認められる者

三 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者

四 その他委員長において傍聴を不適当と認める者

第三条 傍聴席が満員となつたときその他必要があるときは傍聴を制限し又は拒絶することができる。

第四条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。
一 みだりに傍聴席を離れること
二 私語、談話又は拍手等を行うこと。

三 議事に批評を加え又は賛否を表明すること。
四 飲食又は喫煙をすること。
五 帽子をかぶること。

六 その他、会議の妨害となるような挙動をすること。

第五条 傍聴人は、委員長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速かに退場しなければならない。

第六条 前各条の外、傍聴人は委員長の指示に従わなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

幸田町教育委員会

公告式規則

第一条 この規則は、教育委員会法第五十三条の規定に基づき、教育委員会規則、告示及びその他の規程で公表を要するものの公告式を定める。

第二条 教育委員会規則は、会議において議決をした日から起算して七日以内に公布するものとする。

第三条 教育委員会規則を公布するときは、番号、年月日、公布の旨の前文及び教育委員会名を記入して、教育委員会の印を押し、委員長が署名するものとする。

第四条 教育委員会規則の公布は、役場前の掲示場に掲示してこれを行う。

第五条 教育委員会規則は施行期日を定めるものの外、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

第六条 第二条及び第三条の規定は公表を要する教育委員会の告示及びその他の規程の公告に準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

私の米作五十年の反省

大草 水野又治

明治三十七年。五月より六月末迄霖雨。麥大方腐敗して收穫皆無。明治三十八年。不凶不作のどん底。反收穫か三俵、且六人家族中五人病臥し、故に除草一回のみ。

◎戦捷記念として耕地整理の議纏り。再後十年を期し所有田畑の耕土を八寸平均に土地改良を行う。其の間農閑を利用し各地に開催の講習講話に出席、努めて観察を行い、或は実地指導を仰ぐ等進んで研究実行に全力を注ぐ。

大正元年。産米検査法施行実施。大正五年。耕地整理、土地改良。自給肥料増産の効漸く現れ、反收穫半となる。(明治三十六年以降病人跡を絶たず。)

大正六年。昭和五年。専心米麥作、養蚕に心血を注ぐ。昭和六年。昭和十三年。家人病み再び災害時代に入る。昭和八年。改良苗代につき、故岩槻先生より折衷苗代の実地指導をうけ直ちに実行現今に至る。再後十六年間暗渠排水工事を施行。昭和十四年。従来宅地過温のた

め病魔絶ゆるなきを思い、宅地麥換を実施し耕地一反の増となる。

◎大井池竣工。連年の水不足の悩み解消一段の増収を約束された。昭和十七年。反收穫六俵を得。

作付反別一町五畝、家族三人、豊稗豊作供出五十四俵、保有六俵を減して賣務を果す。

以上過去五十年間に反收穫三俵より六俵の倍額に増大した原因を要約すれば、

一、耕地整理による農耕作業の至便

二、自給肥料の増殖連年施用

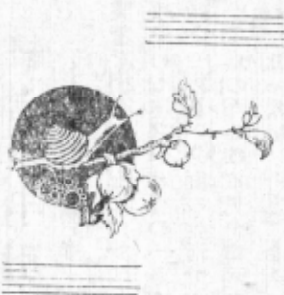
三、暗渠排水客土等による耕地培養

四、苗代改善により健苗育成

五、大井池の完備による灌漑排水

六、優良品種の導入

七、技術其の他の不断の研究



幸田町教育委員会事務局組織規則

- 第一条 教育委員会法第四十四条第二項の規定により教育委員会の事務局に次の係を置く。
- 総務係
学校教育係
社会教育係
- 第二条 総務係の所掌事務は、次のとおりとする。
- 一 教育委員会の会議に関すること。
 - 二 事務局、公民館及び図書館の職員の任免その他の人事に関すること。
 - 三 教育委員会の所掌に係る歳入歳出予算及び経理に関すること。
 - 四 教育目的のための基本財産及び積立金の管理に関すること。
 - 五 学校の設置管理及び廃止に関すること。
 - 六 教育財産の取得、管理及び処分に関すること。
 - 七 教具その他の設備の整備に関すること。
 - 八 教育委員会規則の制定又は改廃に関すること。
 - 九 教育の調査及び統計に関すること。
 - 十 公文書類の保管その他文書に

- 十一 都道府県教育委員会その他の教育委員会及び事務局各係との連絡調整に関すること。
 - 十二 前各号に掲げるものの外、他係の所掌に属しない事項。
- 第三条 学校教育係の所掌事務は、次のとおりとする。
- 一 学校の職員の任免その他の人事に関すること。
 - 二 教科内容及びその取扱に関すること。
 - 三 教科用図書 の採擇に関すること。
 - 四 学校効果の評価に関すること。
 - 五 校長及び教員の研修に関すること。
 - 六 学校の職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、衛生、福利及び厚生に関すること。
 - 七 学校給食に関すること。
 - 八 生徒及び児童の就学に関すること。
 - 九 学校図書館に関すること。
 - 十 その他学校教育の指導に関すること。
- 第四条 社会教育係の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 公民館、図書館その他社会教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。
 - 二 社会教育委員、公民館運営審議会委員及び図書館協議会委員並びにそれらの会議に関すること。
 - 三 社会教育関係団体の指導育成に関すること。
 - 四 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれら奨励に関すること。
 - 五 学校施設を利用する社会教育に関すること。
 - 六 社会教育資料の刊行、配布に関すること。
 - 七 社会教育のために必要な設備器材及び資料の提供に関すること。
 - 八 情報の交換及び調査研究に関すること。
 - 九 ユネスコ活動に関すること。
 - 十 文化財に関すること。
- 第五条 係に係長を置く。
- 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌る。
- 附 則
- この規則は、公布の日か 施行する。

経営の手引

— 販売促進のコツ —

実態を調査してそれに対する最善の手を打つ—之が報徳のいわゆる天分調査であり、分度の生活である。販売促進のためには先ず市場を調査せねばならない。そしてお客の心理慾求を把握した上で、最善のサービスをせねばならない。ある能率技師の報告によると、お客の購買心地は十五年前と最近とで次のように変っているという。

以前の傾向 (十五年前)

- 1 価格が安い 二五%
- 2 便利な場所にある 一九%
- 3 品質がよい 一一%
- 4 主人がよい人だ 一〇%

最近の傾向

- ① サービスがよい 三四・四%
 - ② 品質がよい 一三・一%
 - ③ 品物が豊富だ 九・一%
 - ④ 場所が便利だ 八・五%
- そして之に対するサービスの目標即ちサービスの原則というのは

- ① 社会に貢献する。
 - ② お客 喜ばれる。
 - ③ セールスマンも楽しい。
 - ④ 経営者もうれしい。
- この原則に即して最高の奉仕をすれば永久の利益を確保するといわれる

幸田町教育委員会事務局

幸田町



郷土史料(その二十九) 孝子の巻(定例賞賜者)

一、墨江兵四郎(深溝村)

其の方儀性質温順十五才の時、父兵四郎病床に臥褥するより日夜心を盡し介抱すと雖も藥石効なく死去す家督相続爾後母に事へて一層孝養に心を勞し家事を営むも元來貧窮にして永続の目途難相立より母と俱に計りて所有の田畑を一旦典物となし負債を償却し、其の身は同村農本多五郎右衛門なる者の傭人となり、夙起夜寝聊も怠惰なく正実を盡し尙余暇あれば自宅に帰り、母の側に在つて給仕し万事母の心志に村捨違背せず遂に十ヶ年の星霜を経て帰家し、其給金の贏余を以て會て質入に致置処の田畑を請戻し農事に關勉倍々母に孝養を盡す。爰に十有五年終始一如く郷閭孝けて稱譽候段殊勝の事に候仍て爲其賞金一円五拾錢下賜候事

二、佐竹栄吉(坂崎村)

其の方儀性質温順矢直、母病没し父亦病に罹り歩行も叶い難きより日夜心を盡し保護すと雖も家素より貧乏にして職業の手術之れなきより、一層焦慮苦役して父の常食及び嗜好の品を供する等、其の誠心の介抱に父の病漸次快愈に至り、爾後相共に手馴し草履草鞋を作り糊口生計を治む其の孝養の至れる爰に十有余年、郷党挙げて稱譽候段奇特の事に候。仍て爲其賞金一円五十錢下賜候事。

三、鈴木善七(深溝村)

其の方儀性篤実にして能く両親に事うる処不幸にして先年父を亡し一家頗る貧困に迫るを以て、他の雇人ととなり僅かの給金を得て母を養うの資とし孝養に怠らざる茲に二十有余年、一村挙げて稱譽するに至る。奇特の儀に付爲の賞金一円五十錢下賜候事。

四、鈴木みて(北鷺田村)

今を去る十年継母痛風病を煩いてより晝夜看護を怠らず、且衰老の祖母を介抱し、幼少の弟妹を慈愛し、傍ら父の耕耘を助け、聊も辛苦を厭わず多年孝養に懈らざる段、近隣挙げて稱譽するに至る。奇特の儀に付爲其賞金貳圓下賜候事。

品を供する等、其の誠心の介抱に父の病漸次快愈に至り、爾後相共に手馴し草履草鞋を作り糊口生計を治む其の孝養の至れる爰に十有余年、郷党挙げて稱譽候段奇特の事に候。仍て爲其賞金一円五十錢下賜候事。 明治九年六月

後糊口に苦しみ食を近在に乞ふ。人皆孝行乞食と稱し、その来るを待ちて金品を与えたりしが、大正六年行年八十にして死去す。釋孝米という 三、鈴木善七(深溝村)

事うる処不幸にして先年父を亡し一家頗る貧困に迫るを以て、他の雇人ととなり僅かの給金を得て母を養うの資とし孝養に怠らざる茲に二十有余年、一村挙げて稱譽するに至る。奇特の儀に付爲の賞金一円五十錢下賜候事。 明治十一年六月七日

今を去る十年継母痛風病を煩いてより晝夜看護を怠らず、且衰老の祖母を介抱し、幼少の弟妹を慈愛し、傍ら父の耕耘を助け、聊も辛苦を厭わず多年孝養に懈らざる段、近隣挙げて稱譽するに至る。奇特の儀に付爲其賞金貳圓下賜候事。 明治十三年十月二十七日

第四次吉田内閣發足す

第四次吉田内閣の任命式及び認証式は十月三十日皇居内で行われた。先ず午前九時吉田総理は天皇陛下に新内閣の閣僚名簿を提出、引続き九時三十分か。大野衆院、佐藤参院両議長及び池田前蔵相(前内閣上位者)侍立の下に吉田総理の任命式が行われ、更に九時四十五分から十六閣僚に対する認証式が行われた後、十一時十分から初閣議を開いたが席上首相は新内閣が当面する内外諸問題に對して全閣僚に最善の努力を要望した。

Table with columns: 氏名 (Name), 職 (Position), 年齢 (Age), 出身 (Origin), 経歴 (Experience). Lists members of the cabinet including Prime Minister Yoshida and various ministers.



保健講座

【第四講】

昭和二十三年六月予防接種法が制定され、予防接種の徹底と、町民各位の保健に対する理解とにより、腸チフス患者の発生極度に減少したとは申せ、岡崎保健所管内では現在までに十六名の患者があり、昔から秋の伝染病として有名です。左に概要をのべましょう。

一、腸チフス

原因 チフス菌、菌の所在腸内血液内、排泄物便尿

初発症状 全身倦怠、食欲不振、頭痛、腰痛、四肢関節痛等を訴へ、次いで悪寒と共に発熱する。其の状態は普通の感冒に似ている。

主要症状(熱) 一定していないが多くは発病の日から毎日五、六分位宛体温が昇り、第一週の終り頃には約四十度に達する(階段状熱型)第二週の初めから第三週の半ばまでは毎日高熱が続き第三週の後半(発病後十七、八日目)から熱の差引きが激しくなると共に段々下降遂に第四週末に至り平熱となる(脈) 熱が高いのに較べて脈の数が少いこれが本病の特徴である。

(舌) 舌苔を被り乾燥して練瓦色となり外に出させると自然にふる。 (腸症状) 右側の下腹部をおさえると痛みがあり腹鳴りがある。便は多くは便秘するが第二週から第三週にかけて下痢することもある(神経症状) 多くは精神が朦朧となる(皮膚) 発病後約一週間位たつと胸部腹部背部等に小さい紅い発疹が出る。これを「ばら疹」という(脾臓) 発病後約七、八日頃から腫大する。

経過 大略四、五十日でおおるが総数の約一割五分位は死亡する。

合併症 腸出血第二週の終りから第三週中に来ることが多く最も危険である。其の他肺炎、耳下腺炎、腎臓炎、心臓衰弱を来すことあり「チフス」の異常型

1 頓挫性チフス 始めは熱も高く普通の経過をとるが一週間位で急に熱が下つておる。
2 軽症チフス 其の症状一般に軽く体温も三十九度を越ゆることなく一週乃至二週で平熱となる。
3 逍遙性チフス 其の症状一層軽く床につく程でなく僅かに食欲不振全身倦怠を覚える程度で防疫上から見て非常に危険なものである。

4 電撃性チフス 体温が急に昇り四十度以上に達して稽留し脈が早く弱く精神が朦朧となり多くは発病後八、九日で死亡する。

応急処置

1 熱型に注意し患者を隔離して安静にし医師の早朝治療をうけること。
2 患者の尿尿、吐汚物及び其の処置に用いた器具布片紙片等消毒して処分すること。



動物の寿命

(北王東山) (動物園長談)

動物の寿命の長短は生活環境が非常に影響するようだが主として動物の成熟期を基礎にして測る、つまり成熟期がわかれば、これによつて寿命が算出できるという訳です。總ての動物の寿命は成熟するまでの年の五倍が標準とされているが学者によつては三倍が正しいという人例えば生後五年で成熟する動物の寿命は三倍の十五年、四倍の二十年五倍の二十五年と計算するのですが私は経験上四倍説が適當ではないかと思う。ところで成熟期にどうして知るかという点、その動物が大人になつて子孫を作ることができるようになつたかどうかで判定する。同じ種類でも体質や発育により多少の差はあるが平均をとつて計算する。

5年、ねずみ	5-10うさぎ
10羊、鶏	15水牛、豚、猫、猪
18犬	15-20しか
20はと	25くじやく
20-25しし、虎	25-30くま
30牛、猿、らくだ	30-40うま
80つる	100おし、たか
120とび、わに	150おおむ、海亀
150-200ぞう	200くじら、かめ

きりんはロンドンで19年いきた。

ボストン市シヨルゲン
マーンシユ百貨店
接客法 十一カ条

- 1 笑顔でむかえる
- 2 常にお客に関心を
- 3 商品の整理は時期をみて
- 4 店員同志の私語をひかえる
- 5 欣んで奉仕する態度を
- 6 商品の用途に興味をもつ
- 7 顧客の眼元に注意を
- 8 服装や買上の多少で差別しない
- 9 届物、贈答品の配達伝票は慎重に
- 10 閉店前の応接は特に親切に
- 11 毎度ありがとうございますと挨拶

母子手帳と 妊婦届について

母子手帳の前身である「妊婦手帳」の制度が初めてできたのは昭和十七年これが今のように母子手帳と改名されて内容の充実したものとなったのは昭和二十二年八月今年でまゝ五年になる。この手帳の交付を受けるには妊娠三四ヶ月の頃血液検査をし医師の検診表と助産婦の証明をもちつて役場に届出なければならぬ。なるべく早期に妊婦届をせられ必ず母子手帳の交付をうけられたい。又住所の変更する場合は先ず交付をうけた役場へ行き手続をし次に転出証明書添えて転出先の役場へ届出ればよい。紛失したり破損したときはその理由を具申し証明をうければ再発行します。どんな場合でも理由は一々母子手帳の相当欄に明記する。尙母子手帳の効用は乳幼児の検診並びに配給 予防接種等に必要であります。

要するに母子手帳の目的は母子の健康の保全にある。この手帳の最終に記載してある発育平均値を参考に将来の日本を背負う赤ちゃんを健かに育てることである。現在の乳

幼児の水準は標準線を幾らか下廻つてゐる事を心にとめておかれたい。

住みよい国土

みんなて建設

幸田郵便局市外通話料

通話料	地	域
7円	岡崎	蒲郡 三谷
10円	安城	西尾
15円	刈谷	豊橋 豊川
25円	名古屋	浜松
30円	岐阜	大垣 四日市
70円	京都	大阪 熱海
90円	神戸	横浜 金沢
100円	東京	

増産百語

鍬、鎌の辞

それ庶人は、農をなすより大いなるはなし。農業をなすに鍬鎌より先なるはなし。しかれば、鍬鎌は農を営むの重宝、民を救い国を安んずるの元、一日もなくてはならぬ。抑々古を考うるに我が朝神代の昔、豊葦原を安国と平らげ給いしより今日只今に至るまで、国を治め家を安んずるを養う。これより尊きはなし。よくよく力を盡せば、天地の感応目前に現れ、米麥雜穀湧出し、金銀財宝の功德もたらす。故に食うも呑むも、着るも安楽自在なり。この鍬鎌を以て農をなすこと、片時もゆるがせにすべからず。この功德によらずして、外に富貴を願うべからず。天つ日の恵つみおろく無盡蔵、鍬でほり出せ、鎌でかりとれ。

(二宮尊徳翁の言葉)

人口動態 (9月分)

	累計	110	93
出生	18	203	41
死亡	5	85	44
死産	0	7	3
婚姻	8	92	4
離婚	0	6	

新穀感謝

勤労感謝(十一月二十三日)
に當り食糧生産に尽した人達に感謝しましょう。
そして国民のすべてが食糧増産の必要性と食糧尊重の念を新たにし更に一層の努力を怠りませぬよう。
(戸毎に国旗お忘れなく)

農繁期防犯心得

盗まれぬ

先に守ら

う心得を

- なるべく家には留守番を置きましょう
- 出る時寝る時は戸締りと火の始末を致しましょう
- お金や大切な品物はよく工夫して始末しましょう
- 見慣れぬ人怪しい人には気をつけましょう
- 押売り又は不審と思はれる人は速かに届けましょう
- 玄関勝手口の自転車靴傘等はよく始末しましょう
- 米は確実に保管しましょう
- 農電用モーター等は厳重に始末致しましょう
- お仕事中でも時おり家を見廻りましょう
- 土蔵は時々調べましょう
- 被害にかかった時は現場に触れずすぐ届けましょう

額田地区警察署管内
治安連絡協議会



俳句會 秋分館

秋の空や窓にひたし寄す冷気
一本の鶏頭赤く丈高し
煤煙にくすぶり鶏頭実をもちり
翅下げて動かぬ蜻蛉秋無風
芋の葉を打つて雷雨のすまじき
只吹句路
開け放つ句座の窓より虫時雨
山里の霧に濡りし戸をたく
大いなる鶏頭肩に童ゆく
月なき夜鳥の鳴きつゝ渡りゆく
兒玉幸白
鶏頭の刈られ知より広き空
宵闇を過ぎゆく飛機や句を案ず
平松千秀
崖暗きこぼるぎの聲を窓に聞く
霧深き少女の髪のみと匂ふ
小林龍
鶏頭花時々光る鳥おどし
芋の葉の水玉吹かれ散りにけり
平松荻雨
瓜の蔓引けば日に炎ゆ鶏頭化
かまつかや吾に画心なしとせす



拾月号 狂俳選抜

良月選評
知らぬ顔
金で縫われた口明かぬ
大乱痴気
三角邪戀破極めく
星の夕
鐘の余韻が寂配る
源水選評
輝く町
和気霽々と自治進む
秋祭り
肥へた小町が神楽舞ふ
里の夕
虫音放送マイク張る
鯉昇選評
輝く町
善政に幸田史飾る
大乱痴気
醜き戀乃波紋描く
秋祭り
奏楽乃譜に星晴る
思博選評
中
混戦だも乃骨折れる
大乱痴気
妾宅へ原爆降らす
これは
名月雲に盗まれる
見晴亭
香花選評
これは
早期解散面喰ふ
大乱痴気
尖り合ふ戀破裂せる
重陽の宴
親善乃大使を迎ふ
晴月選評
大乱痴気
醜き社会想描く
鯉昇

中
元氣は八十歳でない
秋祭り
奏楽乃譜に秋晴れる
梅山居選評
輝く町
躍進幸田史を飾る
知らぬ顔
間夫を返して主迎ふ
里の夕
黄金乃波に蜻蛉舞ふ
雅山齊
洞春選評
しめ
大風外れて秋も澄む
中
口ざや首へるが行へぬ
里の夕
砧打つ音野に響く
聽廉庵
紅黄選評
輝く町
幸田の前途瑞氣満つ
中
貴郎は嘘が上手ネー
里の夕
熟れ柿が優雅に赤い
楓山選評
重陽の宴
皇統の佳節を祝ふ
シメノ
泣き賃添へて返事来る
里の夕
穂波の上を煙り這ふ
大場
彌生選評
輝く町
躍進幸田民衆へる
中
貴男は嘘が上手ネー
里の夕
虫百韻に寂深い
墨江
海月選評
源水

県貸出文庫図書目錄 第四〇号E

- 1 常識問門 2 わが子の成長と躾
3 ワシントン秘密情報 4 郷愁記
5 未亡人 6 都市計画と国土計画
7 仙人掌の歌 8 セールスマン物語
9 世界のスポーツ界 10 成功の法則
11 道は開ける 12 現代日本小説大系
13 有島武郎(國語と文学の教室)
14 数学入門 15 リボンのついた水鳥
16 時計の科学 17 トランプの遊び方
18 自然の征服 19 俳句と生活
20 長塚節全集 3 21 女の部屋
22 天の笛 23 グラフの作り方見方
24 ドクトル先生アフリカゆき
25 花ある処女地 26 フロン寺縁記
27 男 28 女給 29 大いなる薔薇
30 年々歳々 31 リンカーンの町
32 まんじ 33 リア王 34 梅の梢
35 愛憎変化雑 36 鯉のあくび
37 幻を追う人 38 ブチ、シヨーズ
39 不謹慎 40 われらかく育てあり
41 銀河名作選 42 子どもの国物語
43 嵐の中の孤児 44 ぐりむの童話
45 夢身の上ばなし
十月下旬〜一月下旬